

# 労働者派遣のマージン率等の係る情報提供

労働者派遣法第23条第5項に基づき、次の項目について情報を公開いたします。  
(対象:平成28年度(平成28年4月~29年3月))

## 1、労働者派遣の実績及びマージン率等

- ①6月1日付派遣労働者数 0名
- ②派遣先事業所数(実数) 0件
- ③労働者派遣に関する料金の平均額 派遣実績無い為記録なし  
(1日あたりの料金額(8時間労働として計算))
- ④派遣労働者の賃金の額の平均額 派遣実績無い為記録なし  
(1日あたりの賃金額(8時間労働として計算))
- ⑤労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合(マージン率(③-④)÷③)  
派遣実績無い為記録なし

### マージン率に含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険等の事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金
健康診断費用	一般健診の受診費用
募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)
就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(教育訓練・事務管理費等)
営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続き費用・事務所費・通信費等
営業利益	上記を差し引いた利益

## 2、派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 管理部 TEL046-271-7300

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	一人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練	未経験者の新規採用者	OJT	弊社	無償	有給	16時間(2日間)
能力向上訓練	採用後1年経過者の希望者	OFF-JT	外部研修機関	無償	有給	7時間

## 3、マージン率について

### マージン率とは

派遣先から受け取る派遣料金に占める、派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合のことです。

### マージン率が低いということは

派遣料金額のうち派遣元事業主が受け取る金額の割合が小さいということであり、効率の良い事業運営が行われていることが示されます。ただ、職種等によって派遣料金や教育費用等は異なりますので、一概に小さいから良いというわけでもありません。

株式会社エムイーエス